

提出日(西暦)	2013年 10月 11日
---------	---------------

品質管理システム概要書(2013年10月1日現在)

監査事務所名 監査法人薄衣佐吉事務所

代表者名 河合 洋明

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者である総括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下、「倫理規則」という。)第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定める。

(2) 独立性

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定める。その結果、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用する、又は適切であると考えられる場合には監査契約を解除する。

(3) 主要な担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となる者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、主要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定める。

(1) 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。

当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。

当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守すること。

当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

(2) 当法人が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手する。

(3) 新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別された場合、当法人が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断する。

(4) 問題点が識別されたにもかかわらず、当法人が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、当法人がその問題点をどのように解決したかを文書化する。

監査責任者は、その意思決定に当初から関与したか否かにかかわらず、契約の新規の締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われ、その結論が適切であることを判断しなければならない。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定める。

(1) 不正リスクを考慮して監査契約及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。

(2) 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、上記(1)、(2)に記載されている手続が適切に行われていることを確かめなければならない。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適性及び能力(業務を実施するだけの時間の確保を含む)、評価並びに報酬及び昇進、専門要員の必要

数の予測の方針及び手続を定める。

また、当法人は、監査責任者の選任に関して以下の事項を実施する。

- (1) 監査責任者の氏名と職責を関与先の経営者及び監査役等に伝達すること
- (2) 監査責任者が、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できることを確かめること
- (3) 監査責任者が職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確かめること
- (4) 監査責任者の責任が明確に定められ、各監査責任者に伝達されること

さらに、当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力及び適性を有する専門職員それぞれの監査業務に選任する。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがある。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。

当法人は、以下の方針及び手続を通じて監査業務の実施における品質の保持を図る。

監査責任者は、監査チームのメンバーが自らの作業の目的を理解するために監査業務の概要を把握するための具体的な方法を指示する。

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームメンバーに指示する。

監査責任者は、監査チームのメンバーに対して適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合、追加手続を指示する。

監査責任者は、監査チームの経験の浅いメンバーが、割り当てられた作業の目的を的確に理解できるようにするため、チームワークを適切に図り、訓練を適切に実施する。

監査責任者は、実施した作業に関する適切な監査調書が作成され、査閲の時期と範囲に関して適切に記録されていることを確認する。

監査責任者は、実施した作業、その過程で行った重要な判断及び発行される監査報告書の様式を検討する。

監査責任者は、原則としてすべての監査チームのメンバーの作成した監査調

書を適時に査閲する。ただし、必要と認めた場合には、経験のある監査チームのメンバーに、経験の浅い監査チームのメンバーの作成した監査調書の査閲を委任することができる。いずれの場合においても、監査責任者は、すべての監査調書が査閲されていることを監査現場終了前に再確認する。

社員会で決定した社員である品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関するすべての方針及び手続を適宜更新し、社員会の承認を得て、本規程等に反映する。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負う。また、不正リスクに適切に対応できるように、監査調書を査閲する責任を有する。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施する。また、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保する。専門的な見解の問合せから得られた見解に対処し、専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者からの同意を得る。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門家的知識及び経験を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。監査責任者は、監査チームがこれらの手続を適切に実施する責任を負う。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査又は任意監査(公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査)のうち監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務を除き、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査(以下、本章において「審査」という。)を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の客観的に評価するために行うものであり、以下のとおり方針及び手続を定める。

審査の内容、実施時期及び範囲

審査担当者の適格性

審査担当者の客観性

審査の記録及び保存

審査を実施しない場合

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

監査責任者は、審査に関して、以下の事項を行わなければならない。

審査担当者が選任されていることを確かめる。

監査中に識別した重要な事項（審査中に識別されたものを含む。）について審査担当者と討議する。

審査が完了した日以降を監査報告書日とする。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれる。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならない。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当事務所は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任する。監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当事務所の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければならない。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定める。

専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査業務開始時における監査チームのメンバーへの監査調書の配付、監査業務実施中の監査調書の管理及び監査業務終了時の監査調書の整理を適切に実施する。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60日以内とする。監査調書は10年間保存する。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるととともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を行う。

日常的監視は、監査に関する品質管理基準等に基づいて当法人が定めた検討事項に従い実施し、毎月開催される社員会にて報告される。

また、定期的な検証は、通常3年を超えない期間を検証サイクルとして循環的に実施する。一つの検証のサイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定する。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

監査契約の新規の締結及び更新

不正に関する教育・訓練

業務の実施(監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。)

監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれに該当するかを判断する。

監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例

速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

なお、上記 に該当する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとる。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定める。

当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される

法令等の違反に関する不服と疑義の申立て

当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て

個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定める。

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。

当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。

監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続について、当法人の監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続並びに監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠するものとする。品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめなければならない。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならない。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はない。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。